

一般社団法人インクルD

ケアステーション紅組（居宅介護支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人インクルDが開設するケアステーション紅組（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 1 利用者の立場に立って、活力ある自立した生活が送れるよう、制度のみならず様々な資源を活用し、支援する。
- 2 地域に根差した事業所であることを十分に自覚し、他の事業所の模範となるよう相談から把握した個別のニーズに対し、ボランティア、地域住民等のインフォーマルサービスとの連携で解決していけるよう名仕組みづくりに努める
- 3 社員一人一人が専門職であることを自覚し、その専門性を十分に発揮したサービスを提供する
- 4 行政機関、他の事業所と連携し、常に情報交換を行い、制度の向上を目指す。他の事業所との共同による研修などを行い、関係するすべてが共に向上していけるように努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアステーション紅組
- (2) 所在地 綾瀬市早川3091番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務職員、主任介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 3名(常勤兼務1名、管理者と兼務、常勤2名)
主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を円滑に行うために介護支援専門員に対する必要な助言、ケースカンファレンス等の運営に当たる。
- (3) 介護支援専門員 3名(常勤2名、常勤兼務1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業時間及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日及び12月29日から31日を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 緊急度等を考慮して前第1号及び第2号の規定以外の営業も行うものとする。
- (4) 携帯電話を使用し、24時間連絡が可能な体制を確立する。
- (5) 事業所の電話を転送して休日及び祝日、夜間に対応する

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内または居住地等
- (2) 使用する課題分析票の種類 厚生労働省が定めた23の標準項目を満たす書式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居住地及び事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回以上

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、一律200円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、綾瀬市、海老名市及び大和市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情への対応)

第9条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止体制及び虐待発生時の対応)

第10条 虐待の発生・再発を防止するための対策を検討する委員会を法人内に設置し、定期的を開催する

- 2 新規採用時及び年に1回以上虐待防止研修を開催する
- 3 虐待防止の為の指針を整備する。
- 4 虐待防止担当者を管理者とする
- 5 虐待を発見した際の対応について職員が相談・報告ができる体制を整備し、通報を迅速かつ適切に行う。
- 6 委員会や事例検討会において虐待発生の原因等の分析と再発防止策や評価を行う

(感染症、非常災害発生時のサービスの継続)

第11条 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する法人直轄の委員会、および研修会、訓練に参加する。

- 2 感染症、自然災害発生時の業務継続および早期の業務再開のための計画書を策定し、必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 ハラスメント防止規定に従い、いかなる場合においても人権を侵害する行為について禁ずる。職場における相談体制の実施等を行う。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（常勤数を3に変更、通常実施地域に「大和市」を追加）

この規程は、令和2年7月1日から改定する。

附 則（事業所の所在地変更）

この規程は、令和3年3月15日から改定する。

附 則（常勤数を4名、常勤兼務を2名に変更）

この規程は、令和3年3月15日から改定する。

附 則（主任介護支援専門員 常勤数を3名に変更）

（介護支援専門員 常勤数を2名、常勤兼務を1名に変更）

この規程は、令和5年4月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

附 則（第10条、第11条、第12条4項を追加）

なお、運営規程に関しては事業所での掲示閲覧に加えて、令和7年度までにインターネットへ掲載する。